

(参考)国土交通省登録資格の概要

1. 制度導入の背景・目的

社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められます。

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」においても、公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されているところです。

そこで、民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格について、国や地方公共団体の業務に活用できるよう、国土交通省が「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度に導入しました。

これまでに2回の公募を行い、全161資格が登録されています。

国土交通省では、国土交通省登録資格の保有者について、総合評価落札方式において加点評価するなどの措置を通じて活用を進めています。

2. これまでの経緯等

- 平成26年 6月 ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)改正
- 平成26年 8月 ・ 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会より提言
「社会資本メンテナンスの確立に向けた緊急提言：民間資格の登録制度の創設について」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001051826.pdf>)
- 平成26年11月 ・ 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の告示
・ 技術者資格制度小委員会(委員長：日本大学 木下誠也教授)設置
計画・調査・設計分野の資格制度の検討に着手
- 平成26年11月 ・ 公募開始(第1回)
- 平成27年 1月 ・ 登録資格の公表(第1回) 50資格を登録
- 平成27年10月 ・ 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」改正
(<http://www.mlit.go.jp/common/001106474.pdf>)
※技術者資格制度小委員会の議論を踏まえ、「点検・診断等業務」の3施設分野、社会資本ストックを建設するための「計画・調査・設計業務」の18施設分野等を拡充。
- 平成27年10月 ・ 公募開始(第2回)
- 平成28年 2月 ・ 登録資格の公表(第2回) 111資格を追加登録し計161資格に。

(今回)

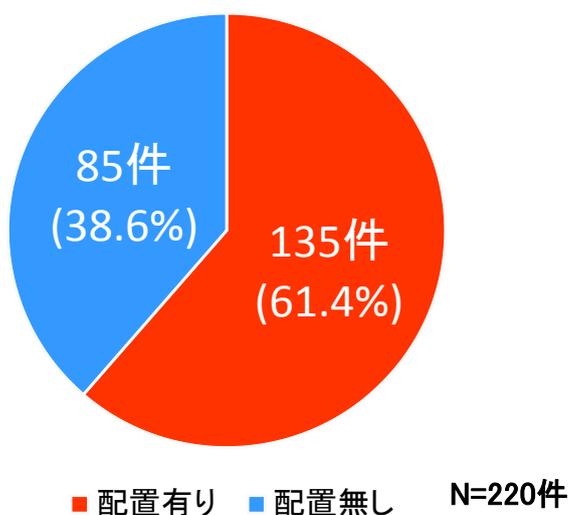
- 平成28年11月17日 公募開始(第3回)
【申請期間】平成28年11月17日(木)～12月16日(金)18:00必着

3. 国土交通省登録資格の活用

平成27年度に国土交通省が発注した国土交通省登録資格の対象となる点検・診断業務220件について、技術士や国土交通省登録資格、実務経験等を要件として求めています。国土交通省登録資格の保有者が業務件数の約6割に配置されています。

このように、国土交通省登録資格を有した技術者が関わることにより、点検・診断業務などの一層の品質の向上が期待されます。

(参考)平成27年度の国土交通省登録資格対象業務における 国土交通省登録資格保有者の配置状況(直轄)



※受注企業を対象に入札参加時等の申請書類に記載された情報を元に集計。

※対象業務（220件）分野別内訳

橋梁	128業務
トンネル	40業務
砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設等	22業務
海岸堤防等	2業務
港湾施設	28業務
計	220業務